

規制改革推進会議 医療・介護・保育WG資料

保育所入所に要する証明書の様式について

平成28年12月14日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣府子ども・子育て本部

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

保育の必要性の認定に当たっては、「事由」（保護者の就労、疾病など）、「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

災害復旧

求職活動 ・起業準備を含む

就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 (略)

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村(特別区を含む。以下同じ。)が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

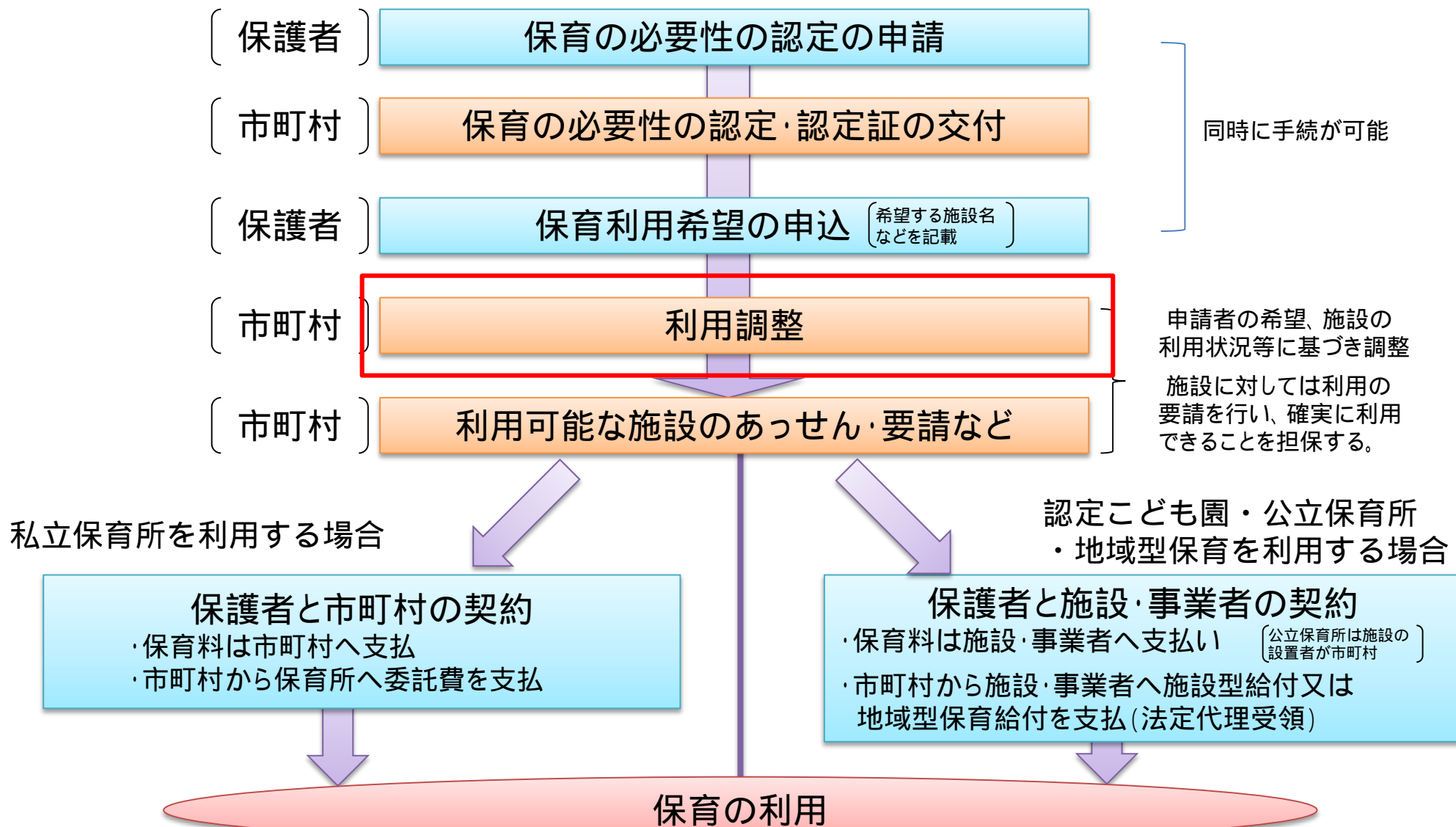
ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



保育の必要性の認定について

実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

事由	✕	区分(保育必要量)	✕	優先利用
<ol style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由 		<ol style="list-style-type: none"> 1 保育標準時間 2 保育短時間 		<p style="text-align: center;">優先利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ		
< 保育標準時間 > Aグループ(10点)	計 X人
Bグループ(9点)	計 Y人
保育短時間も同様	



児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 (略)

2 (略)

3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

4～7 (略)

児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて(平成27年府政共生第98号・雇児発0203第3号)(抜粋)

3. 利用調整について

(1) 原則的な取扱い

市町村が利用調整を行うに当たって、2のとおり、保育認定を行った上で、支援法第27条第1項又は支援法第29条第1項に基づく確認を受けた保育所等について、利用調整の前提となる保護者の希望を聴取した上で、利用調整を行うこととなる。

具体的には、支援法第20条第3項等に基づき、各市町村は保育の必要性の認定を行うこととなるが、その際、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に定める保育の必要性の事由、同令第4条に定める保育必要量の認定、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年府政共生第859号・26文科発第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)第2の7に規定する優先利用を踏まえ、各市町村において、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行う。

子育てワンストップ検討TFについて

子育てワンストップサービスとは

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日)より抜粋

II-3-(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行うことができるよう、マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討を行い、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月以降、速やかに実現。

これらについて、平成28年度末まで各種検討・整理を行うとともに、他のサービスについても、引き続き検討を推進。なお、地方公共団体において、面談による世帯の状況把握や他の必要な支援との連携など対面手続としているものについては、その趣旨を十分に踏まえる。

目指すべき姿

以下のような機能を通じて、子育てのサポートを行う仕組みを目指す。

- ・オンライン上で子育て関連の施策メニューの一覧視・検索ができる
- ・メニューから利用申請等を選択し、オンラインでシームレスに申請を行うことができる
- ・申請等の内容が簡便に確認できる
- ・地方公共団体からのお知らせを受け取ることができる

子育てワンストップ検討TFにおける検討

- ・子育て分野のうち、オンライン化のニーズが高いと考えられる「**児童手当**」、「**保育**」、「**母子保健**」、「**ひとり親支援**」を優先検討対象として設定し、国（関係省庁）、自治体、利用者（有識者）で課題を共有する。
- ・上記の手続について、オンライン化の可否や、マイナンバー制度及びマイナポータルの活用による利便性向上に向けた検討を行い、平成29年7月以降、それぞれを「いつ」、「どのような形で」子育てワンストップサービスとして提供していくべきかの方針を取りまとめる。

平成28年9月に取りまとめ（下記URLにて取りまとめ資料・アクションプログラムを公開）

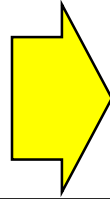
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number.html>

取りまとめ以降...

- ・引き続き、その他の手続についても子育てワンストップサービスへの実装を検討。
- ・**オンライン化を通じた地方公共団体の業務改革につながる取組についても検討する。**

課題認識

- ・地方公共団体ごとに様式が異なる
- ・手書きでの作成が必要



- ・申請者の勤務先の人事担当者にとって、大きな負荷となっている。
- ・作成にあたって問い合わせが発生し、結果的に地方公共団体の負担増にもつながっている

子育てワンストップ検討TFにおける検討

子育てワンストップサービスの実現に合わせて、電子的入力が可能な様式を提供する。

- ・各地方公共団体が現行様式で記載を求めている項目をすべて網羅した電子フォーマットを作成・提供する。
- ・電子フォーマット作成のため、全自治体向けのアンケート調査及び様式収集を実施。

【参考】アンケート調査実績

期間：平成28年7月29日～9月7日実施

回答率：80%（1741団体中、1392団体が回答）

- ・サービス提供開始時点では、勤務先の人事担当者が入力した後の地方公共団体への提出については、現行通り申請者本人から行っていただく運用を想定。

- ・アンケート調査の結果を内閣府及び厚生労働省と連携の上、記載項目の整理等を行い、様式見直しに向けた検討を進める予定。
- ・見直しにあたっては、実情に応じた複数パターンへの整理等も含めて、実現方法を検討する。